

令和3年6月22日

佐世保市立小・中学校及び義務教育学校
保護者様

佐世保市教育委員会
学校教育部長 陣内 康昭

災害共済給付金の給付方法の変更について

時下益々御清栄のこととお喜び申し上げます。日ごろから本市の学校保健の充実・発展のため、御理解と御協力を賜り心から御礼申し上げます。

さて、学校管理下における児童生徒の災害(負傷・疾病等)が発生した場合、佐世保市教育委員会及び学校を通じて、独立行政法人日本スポーツ振興センターより保護者へ災害共済給付金が支払われます。(※)この支払方法について下記の通り、変更をします。また、支払方法変更に伴い、新たに「災害給付金支払口座振込依頼書」を提出していただくこととなります。取り扱いに関しましては、細心の注意を払いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

(※)給付の対象となる災害の種類や範囲は、各家庭に配布されている「災害共済給付制度のお知らせ」で御確認いただくか、学校へお尋ねください。

記

<支払方法>

変更前 佐世保市教育委員会から学校を通じて手渡し

変更後 佐世保市教育委員会から保護者口座へ直接振込

※10月支払い分から振込予定。通帳には「サイガイキョウサイキョウフキン」と表示されます。

<提出書類>

変更前 ○「医療等の状況」(病院や歯科医院、整骨院が記入)
○「調剤報酬明細書」(調剤薬局が記入)等

変更後 ○「医療等の状況」(病院や歯科医院、整骨院が記入)
○「調剤報酬明細書」(調剤薬局が記入)等
○「災害給付金支払口座振込依頼書」(保護者が記入)

※8月以降に書類を提出される場合、学校の指示により提出をお願いします。

※複数月にわたり継続して申請する場合、初診月だけの提出となります。

以上

佐世保市教育委員会
学校保健課